

# 障害者(児)福祉サービスのご案内

市では、障害があっても地域の中で「いきいきと」「すこやかに」「安心して」暮らし続けられるように、生活支援サービス・手当の支給などを行っています。原則として身体障害者手帳・療育手帳(知的障害者)のいずれかの手帳を交付されている方が対象ですが、障害の種別・程度(等級)・生活状況などの理由により、一部利用できない場合があります。また、介護保険の被保険者は、介護保険制度と障害者福祉制度とで同じサービスが利用できる場合は、介護保険からのサービスが優先されます。

## 在宅サービス

- 緊急時通報システム(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている重度身体障害者で、一人暮らしまたは世帯員の就労等により長時間にわたり一人暮らしと同様の状態となる方  
**内容**...利用者の居宅に緊急電話機およびペンダント型無線発信機を設置し、利用者が急病、事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合、これらを利用して八潮市消防本部に通報することにより、迅速な救助活動を行います。  
 回線使用料、屋内配線使用料および通話料は利用者負担です。
- 消防緊急通報事業(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...聴覚障害の方  
**内容**...八潮市消防署内に緊急時対応のファクシミリ機を設置し、火事および救急等の通報を受け、緊急時の対応をします。  
 消防緊急通報用紙は、児童障害課障害福祉担当窓口でも配布しています。
- 寝具クリーニングサービス(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている重度身体障害者で、一人暮らしや虚弱などの理由により布団干し等が行えない方  
**内容**...寝具クリーニングは、年4回実施します。そのうち2回は丸洗い乾燥殺菌で、2回は乾燥殺菌です。  
**費用**...無料
- 紙おむつサービス(18歳未満の障害のある方...児童障害課児童給付係内209 18歳以上の障害のある方...児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...在宅の重度心身障害者で常時紙おむつの使用を必要とし、肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級または療育手帳(A)を所持している方  
**内容**...月に1回、お近くの薬局からご自宅へ紙おむつをお届けします(申請月の翌月からの給付となります)。おむつのタイプや枚数は、各担当係にお問い合わせください。  
**費用**...無料
- 訪問入浴サービス(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている在宅の重度身体障害者で、家庭において入浴することが困難な方  
**内容**...ご自宅(訪問入浴)または医療機関等(送迎入浴)で入浴サービスを行います。利用回数は月2回ですが、7・8・9月は月3回となります。  
 所得に応じて自己負担があります。
- 配食サービス(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...身体障害者手帳の交付を受けていて、日常的に食事の確保が困難な状態にある身体障害者の方  
**内容**...利用者1人につき1日1回(昼食か夕食を選択)、週に5回までを限度として、栄養管理された食事の配達を行います。同時に配達員は、利用者の安否を確認し、利用者の健康状態に異常があるときは関係機関への連絡等を行いますので、食事は原則として手渡しになります。  
 1食あたり350円の自己負担があります。なお、事前に業者からチケットを購入していただきます。

## 日常生活の改善

- 日常生活用具の給付(18歳未満の障害のある方...児童障害課児童給付係内209 18歳以上の障害のある方...児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...身体障害者手帳・療育手帳を所持している在宅の障害者(児)の日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付または貸与を行います。用具の種類については、窓口でお問い合わせください(聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・居宅生活動作補助用具など)。  
 所得税の年額に応じて一部自己負担があります。また、自己負担分を市が4,000円を上限として助成する制度もあります。
- 補装具の給付(18歳未満の障害のある方...児童障害課児童給付係内209 18歳以上の障害のある方...児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために各種補装具の交付と修理を行います(車椅子、補聴器、義手、義足など)。あらかじめ担当課にご相談ください。  
 所得税の年額に応じて一部自己負担があります。自己負担分を市が、4,000円を上限として助成する制度もあります。
- 重度身体障害者居宅改善整備費補助(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...下肢または体幹の障害で身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方  
**内容**...重度身体障害者の方が生活しやすいように家屋の改善をする場合、工事

費の一部を補助します。工事をする前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。  
 所得制限があります。

## 行動範囲の拡大

- 福祉タクシー利用料金助成(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...外出が困難な障害者で身体障害者手帳1級～3級または療育手帳(A)、A、Bの方  
**内容**...県内のタクシーに乗車した場合、おおむね基本料金額を補助します。(年間24枚) 埼玉県タクシー協会・埼玉県個人タクシー協同組合に加盟している事業者身体障害者手帳および療育手帳を提示することにより、タクシー料金の1割が割引されるサービスと併用できます。
- 自動車燃料費の助成(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...身体障害者手帳1級～3級または療育手帳(A)、A、B以上の方(自動車を運転する方・所有する方は、本人または生計を同じくする方に限ります)。  
**内容**...市内にある指定された給油所で給油した場合、燃料費の一部を補助します。福祉タクシー利用料金助成を受けている場合は利用できません。
- 有料道路の割引(児童障害課障害福祉係内428・453・児童障害課児童給付係内209)**  
**対象**...すべての身体障害者が自ら運転する場合と第1種の身体障害者・知的障害者(児)を乗せて、介護者が運転する場合。自動車は原則として、障害者本人または生計を同じくする方が所有するものに限ります。障害者1人につき1台です。  
**内容**...料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を提示し、通行割引証を提出すると5割の割引が受けられます。(通行割引証を発行します)
- 自動車運転免許取得費用の補助(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**内容**...身体障害者が免許の取得により収入が向上し、または就業もしくは就職に有利になる等の場合、運転免許取得に必要な経費の一部を補助します。事前に申請が必要です。(公安委員会により運転できる自動車の種類を限定されたり、条件を付されている方は、運転免許試験場にて運転適性相談票を作成してご持参ください)  
 所得制限があります。
- 自動車改造費用の助成(児童障害課障害福祉係内428・453)**  
**対象**...低所得者等で、肢体不自由のため身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方  
**内容**...自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改善するための費用を10万円まで助成します。改造する前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。
- JR運賃(鉄道・バス)の割引(各鉄道の切符売場)**  
**対象**...身体障害者手帳および療育手帳を交付されている方で、適用条件は下表になります。

区分	割引率	取扱区間
・第1種身体障害者が介護者と乗車する場合 ・第1種知的障害者(A、A)が介護者と乗車する場合	5割 (介護者も同様)	全線
・第1種および第2種の身体障害者が単独で乗車する場合 ・第1種(A、A)および第2種(B、C)の知的障害者が単独で乗車する場合	5割 普通乗車券のみ	片道100キロ以上を超えるもの

- 私鉄についても同様の割引を実施しています。(購入時手帳を提示してください。)
- 県内路線バス運賃の割引(バス定期券の購入割引は各営業所)**  
**対象**...身体障害者手帳および療育手帳を交付されている方  
**内容**...県内を発着するバスに乗車する場合、運賃が5割引になります。また、第1種の手帳を持っている方が介護者とともに乗車する場合は、介護者も5割引になります。その場合は、手帳に「要介護」のスタンプが必要です。なお、バスの定期券は3割引です。  
 料金支払い時に手帳を提示してください。
  - 航空運賃の割引(航空会社支店・営業所)**  
**対象**...満12歳以上の第1種障害者が、単独または介護者と共に航空機を利用する場合と第2種障害者が単独で利用する場合  
**内容**...割引率は2割5分(第1種の方は、介護者も適用されます。手帳の提示が必要です。)
  - 駐車禁止適用除外(各警察署交通課)**  
**対象**...下記の身体障害者で歩行困難な方

区分	身体障害者手帳等級
身体障害者本人が運転する場	1～5級
本人が同乗し家族等特定の人に運転してもらう場合	1～3級